

令和7年度 御前崎市

中小企業者省エネルギー

GX推進事業費補助金

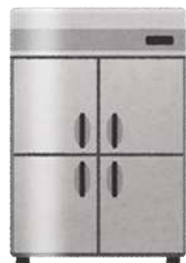
省エネ診断で提案された省エネ設備導入で

最大 50万円

補助金がでます。(補助率1/3以内)



紹介ページQRコード



補助金概要

補助対象者

・令和4年度以降に省エネルギー診断を受診した中小企業者等
※省エネ診断は一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断と
省エネお助け隊が実施する省エネ診断

補助対象事業

・御前崎市内に事業所を所有し、市税の滞納のないもの
省エネルギー診断を受診した事業所において
省エネルギー設備を導入する事業
(令和8年3月31日までに完了するもの)

申請期限

令和7年10月31日(金) ※郵送の場合は**必着**

補助対象設備

高効率空調

・業務用エアコン・ガスヒートポンプエアコン・チリングユニット
・吸収式冷凍機・ターボ冷凍機

業務用給湯器

・業務用ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器(ガス・石油)

産業ヒートポンプ

・空冷ヒートポンプチラー・循環加温式ヒートポンプ・温水ヒートポンプ
・熱風ヒートポンプ・蒸気発生ヒートポンプ・施設園芸用ヒートポンプ

高性能ボイラ

・蒸気ボイラ・温水ボイラ

高効率コージェネレーション

・高効率コージェネレーション

低炭素工業炉

・燃焼式・抵抗加熱式・誘導加熱式

冷凍冷蔵設備

・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・冷凍機内蔵型ショーケース
・コンデンシングユニット・冷凍冷蔵ユニット

変圧器

・油入変圧器・モールド変圧器

LED照明器具 制御機能付きLED照明器具

・無線式調光制御設備・有線式調光制御設備・人感・明るさセンサー付調光制御設備

産業用モータ

・産業用モータ(産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)

※本補助金は令和8年度以降の実施は未定となっております。

補助額

補助対象経費の1/3以内の額
(千円未満切り捨て)

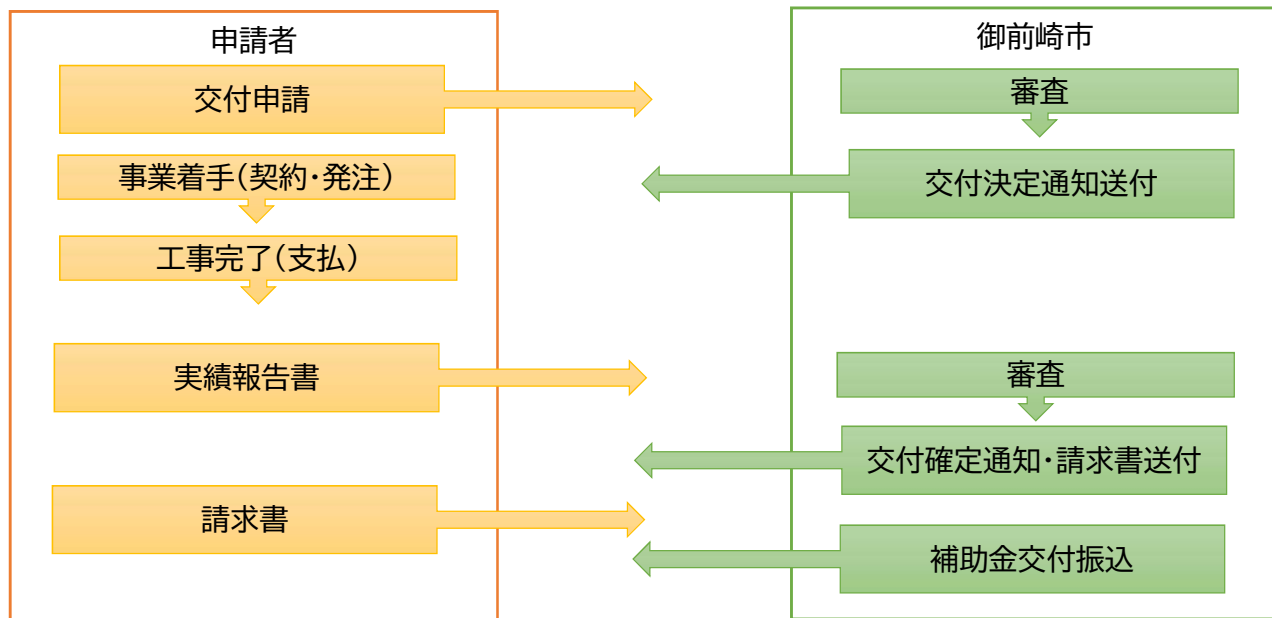
上限

50万円

※設計費、機械装置等購入費、工事費の合計(消費税は対象外)

手続きフロー

実績報告書は、事業完了の日から**30日以内**または**令和8年3月31日**のいずれか早い日までに提出する必要があります！



申請に必要な書類

【交付申請】

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②補助事業計画書(様式第2号)
- ③補助事業収支予算書(様式第3号)
- ④事業所周辺の地図
- ⑤申請者が法人にあたっては登記事項証明書又は
個人事業主にあたっては個人事業の開業届出書の写し
若しくは住民票の写し
- ⑥事業所の全体配置図
- ⑦省エネルギー診断の結果報告書の写し
- ⑧現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
- ⑨補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類
- ⑩現有の設備の写真
- ⑪補助事業に係る契約書又は見積書の写し

【実績報告】

- ①完了報告書(様式第6号)
- ②補助事業実績報告書(様式第7号)
- ③補助事業収支決算書(様式第8号)
- ④補助事業により導入した設備の設置状態が
確認できる写真
- ⑤補助対象経費の支払を証する書類の写し

【注意事項】

- ・補助金の申請については、基本的に1つの省エネ診断結果につき1回限りの申請となります。
(省エネ診断結果報告書で複数の対策が提案されている場合要件を満たせば、1つの対策のみを実施するとして申請することも、複数の対策を実施するとして申請することも可能ですが、補助金の申請については、同一省エネ診断結果につき1回限りとなります。)
- ・補助金交付決定後に、契約・発注等を行い工事着手してください。
- ・実績報告書の提出期限は、補助事業完了した日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出が必要となります。
(そのため令和8年3月31日までは、工事及び支払いが完了している必要があります。)



こちらから電子申請ができます。
ぜひご活用ください！

【お問い合わせ先】 御前崎市役所 GX推進課
TEL:0537-85-1134